

改正	昭和50年3月24日条例第14号	昭和51年3月29日条例第8号
	昭和52年3月29日条例第7号	昭和55年3月27日条例第12号
	昭和56年12月25日条例第43号	昭和57年3月27日条例第7号
	昭和57年12月27日条例第41号	昭和58年3月28日条例第2号
	昭和59年12月25日条例第30号	平成4年3月27日条例第15号
	平成5年3月25日条例第10号	平成6年12月22日条例第53号
	平成11年3月29日条例第4号	平成11年7月14日条例第23号
	平成12年3月27日条例第7号	平成12年12月25日条例第40号
	平成13年3月23日条例第12号	平成14年9月27日条例第31号
	平成15年3月26日条例第6号	

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児、心身障害者および母子に係る医療費を助成することにより、乳幼児、心身障害者および母子の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 次に該当する者をいう。
 - ア 乳児 年齢1歳に達した日の属する月の末日までの者
 - イ 幼児 年齢1歳に達した日の属する月の翌月の初日から年齢6歳に達した日の属する月の末日までの者
- (2) 心身障害者 次のいずれかに該当する障害者、障害児および戦傷病者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級、2級、3級または4級である者として記載されている者
 - イ 規則で定める判定機関において知的障害と判定され、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定に基づき交付を受けた戦傷病者手帳に恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）附則別表第4を含む。）に該当する者として記載されている者
- (3) 母子 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の規定に基づき同条第2項に規定する児童を現に扶養している配偶者のない女子および当該児童
 - イ 祖母と孫または姉と弟妹等で構成される家庭であつて、市長が母子家庭に準ずると認めたる者
 - ウ 母子及び寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童
 - エ 母子及び寡婦福祉法第6条第1項の規定中「配偶者のない女子」を「配偶者のない男子」と読み替え、その者の扶養を受けている児童
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に乳幼児を監護するものをいう。
- (5) 介護者 心身障害者の配偶者、扶養義務者その他の者で、心身障害者と同居し、主として介護するものをいう。
- (6) 医療費 規則で定める医療保険各法（以下「各法」という。）または老人保健法（昭和57年法律第80号）に規定する医療に関する給付（以下単に「医療に関する給付」という。）を受けたときに、当該給付を受けた者が負担し、または負担すべき費用をいう。

(助成の対象)

第3条 この条例により、医療費の助成を受けることができる者は、乳幼児、心身障害者および母子で、次に掲げる要件に該当するもの（以下これを「対象者」という。）とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 医療に関する給付を受けることができる者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けていない者
- (4) 母子にあつては、規則で定める所得の限度額を超えない者

(医療費の助成および助成の額)

第4条 市は、対象者が医療に関する給付を受けたときは、当該医療費の全部または一部を助成することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者が法令等の規定に基づき国または地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けた場合は、当該負担の限度において助成を行わない。
- 3 対象者（老人保健法の医療の適用を受ける者を除く。）に対して助成する医療費の額は、市が契約した病院、診療所、薬局またはその他の者（以下これらを「医療機関」という。）において当該対象者が負担し、または負担すべき額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、対象者（老人保健法の医療の適用を受ける者を除く。）が、市が契約していない病院、診療所、薬局またはその他の者において医療に関する給付を受けた場合で、市長が特別の理由があると認めるときは、当該対象者が負担し、または負担すべき額を、同項の助成する医療費の額とすることができる。
- 5 老人保健法の医療の適用を受ける対象者に対して助成する医療費の額は、同法第28条の規定により算定した一部負担金に相当する額、同法第31条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額に相当する額および同法第46条の5の2第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第28条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額とする。
- 6 第3項および第4項の規定にかかわらず、市長は、助成する医療費の額について、必要な調整をすることができる。

(助成の申請等)

第5条 対象者は、この条例による医療費の助成を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。ただし、第7条第1項に規定する助成については、次条第1項の規定により医療証の交付を受けた後は、申請を要しない。

- 2 対象者は、第7条第2項から第4項までに規定する医療費の助成については、医療に

関する給付を受けた月分ごとに、市長に申請しなければならない。

- 3 市長が対象者について特別の理由があるとき、保護者または介護者は、対象者に代わって前項の規定による申請をし、または医療費の助成を受けることができる。
- 4 前2項の規定による申請は、医療に関する給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内しなければならない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、老人保健法の医療の適用を受ける対象者に係る医療費の助成の申請については、市長が特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより行うことができる。

(医療証および受給資格者証)

第6条 市長は、この条例による医療費の助成を受ける資格を証するため、前条第1項本文の規定による申請をした対象者に医療証(老人保健法の医療の適用を受ける対象者には受給資格者証)を交付する。

- 2 前項の規定により医療証の交付を受けた対象者は、医療機関で診療、薬剤の支給または手当を受ける際、当該医療機関等に医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第7条 対象者(老人保健法の医療の適用を受ける者を除く。)に対する医療費(入院時の食事療養に係る標準負担部分を除く。)の助成は、助成する額を医療機関に支払うことにより行う。

- 2 入院時の食事療養に係る標準負担部分の助成は、助成する額を対象者に支払うことにより行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があるとき、助成する額を対象者に支払うことにより行うことができる。
- 4 老人保健法の医療の適用を受ける対象者に対する医療費の助成は、助成する額を対象者に支払うことにより行う。

(助成費の返還等)

第8条 市長は、対象者が第三者の行為による傷病について損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額の限度において、医療費の全部もしくは一部を助成せず、または既に助成した医療費の全部もしくは一部を返還させることができる。

- 2 市長は、偽りその他の不正行為によつて、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部または一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、幼児にかかる医療費の助成については、昭和49年7月1日から施行する。

- 2 次に掲げる条例(以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(1) 高松市乳児に対する医療費助成条例(昭和46年高松市条例第13号)

(2) 高松市老人に対する医療費助成条例(昭和46年高松市条例第21号)

- 3 この条例施行の際、現に旧条例の規定により医療証の交付を受けている者は、この条例による医療証の交付を受けたものとみなす。

附 則(昭和50年3月24日条例第14号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月29日条例第8号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月29日条例第7号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月27日条例第12号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年12月25日条例第43号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高松市医療費助成条例の規定は、昭和57年1月診療分にかかる医療費の助成から適用し、同月前にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年3月27日条例第7号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月27日条例第41号)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高松市医療費助成条例の規定は、昭和58年2月診療分にかかる医療費の助成から適用し、同月前にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(昭和58年3月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則(昭和59年12月25日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高松市医療費助成条例の規定は、昭和59年10月診療分にかかる医療費の助成から適用する。

附 則(平成4年3月27日条例第15号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月25日条例第10号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年12月22日条例第53号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高松市医療費助成条例の規定(第4条第3項中老人が負担した額から老人保健法第46条の5の2第2項に規定する厚生大臣が定める額に相当する額を控除する部分を除く。)は、平成6年10月1日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月29日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年7月14日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例中第2条の改正規定および次項の規定は平成11年10月1日から、第4条の改正規定および附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、平成11年10月1日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条の規定は、平成11年7月1日以後に受けた医療に関する給付に係る医

療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月27日条例第7号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第40号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第12号）

改正 平成14年9月27日条例第31号

（施行期日等）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第1条ならびに次項および附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の高松市医療費助成条例の規定は、平成13年1月1日から適用する。

（経過措置）

3 第1条の規定による改正後の高松市医療費助成条例の規定は、平成13年1月1日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の高松市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（昭和8年3月31日以前に出生した者に係る医療費の助成の特例）

5 昭和8年3月31日以前に出生した者に係る医療費の助成については、第2条の規定による改正前の高松市医療費助成条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条の規定による改正前の高松市医療費助成条例第4条第3項中「厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額」とあるのは、「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第28条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額」とする。

附 則（平成14年9月27日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（高松市医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 高松市医療費助成条例の一部を改正する条例（平成13年高松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成15年3月26日条例第6号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

改正	昭和50年3月29日規則第12号	昭和51年3月29日規則第14号
	昭和52年3月29日規則第12号	昭和55年3月27日規則第10号
	昭和56年12月25日規則第27号	昭和57年12月27日規則第42号
	昭和58年3月28日規則第12号	昭和59年5月28日規則第17号
	昭和59年11月2日規則第35号	昭和59年12月25日規則第40号
	昭和60年5月29日規則第26号	昭和61年3月27日規則第3号
	昭和61年5月30日規則第28号	平成5年3月25日規則第9号
	平成6年3月28日規則第4号	平成6年5月25日規則第26号
	平成6年9月28日規則第37号	平成6年12月22日規則第49号
	平成9年6月26日規則第44号	平成9年8月28日規則第50号
	平成10年3月26日規則第10号	平成11年4月27日規則第86号
	平成11年7月14日規則第92号	平成12年12月25日規則第75号
	平成13年3月23日規則第14号	平成14年9月27日規則第51号
	平成15年2月19日規則第3号	

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市医療費助成条例（昭和49年高松市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 条例第2条第2号イの規則で定める判定機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所
- (3) 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師

2 条例第2条第6号の規則で定める医療保険各法は、次に掲げるものとする。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(所得の限度額)

第2条の2 条例第3条第4号の規則で定める所得の限度額は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条および第21条の規定による所得の限度額とする。

(助成資格の取得日)

第3条 条例第3条に規定する対象者が医療費の助成を受けることができる資格の取得日は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児 医療証の交付を受けた日（ただし、正当な理由により当該申請が遅れた場合は、市長が認める日）
- (2) 心身障害者および母子 医療証または受給資格者証の交付申請をした日の属する月の初日（ただし、正当な理由により当該申請が遅れた場合は、市長が認める日）

(医療証等の交付申請)

第4条 条例第6条第1項の規定による医療証または受給資格者証の交付を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、医療証・受給資格者証交付申請書（異動届書）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定による申請をするときは、健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）を市長に提示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上決定し、医療証（様式第2号）または受給資格者証（様式第3号）を申請者に交付する。

(医療証等の再交付)

第5条 前条第3項の規定により医療証または受給資格者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療証または受給資格者証を紛失し、または損傷したときは、医療証・受給資格者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

- 2 受給者は、前項の規定による申請後、紛失した医療証または受給資格者証を発見したときは、速やかに市長に返納しなければならない。

(医療証等の検認または更新)

第6条 市長は、毎年一定の期日を定め、医療証および受給資格者証の検認または更新をすることができる。

- 2 受給者は、前項の検認または更新のため、医療証または受給資格者証の提出を求められたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により医療証または受給資格者証の提出を受けたときは、速やかにこれを検認し、または更新して受給者に交付しなければならない。
- 4 第1項の規定により検認または更新を行った場合において、その検認または更新を受けない医療証または受給資格者証は無効とする。

(住所、氏名等変更の届出)

第7条 受給者は、住所、氏名または加入している保険証に変更を生じたときは、ただちに医療証・受給資格者証交付申請書（異動届書）に医療証または受給資格者証および保険証を添えて、市長に提出しなければならない。

(資格喪失の届出)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、医療証・受給資格者証交付申請書（異動届書）に医療証または受給資格者証を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内に住所を有しなくなつたとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けたとき。
- (3) 心身障害者が条例第2条第2号に該当しなくなつたとき。
- (4) 母子が条例第2条第3号に該当しなくなつたとき。
- (5) 死亡したとき。

(医療費助成の請求、申請等)

第9条 医療機関は、乳幼児・心身障害者・母子医療費助成請求書（様式第5号）により

、各月分について翌月の10日までに市長に請求しなければならない。

2 受給者は、条例第5条第2項または第3項の規定による申請を行うときは、医療費支給申請書（様式第6号、様式第7号または様式第8号）または入院時の食事療養に係る標準負担額支給申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、当該申請に係る医療費の助成額を決定して支給する。

（助成方法の特例）

第10条 条例第7条第3項の特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 医療保険各法に規定する対象者に係る療養費または療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 条例第4条第4項に規定する医療に関する給付を受けたとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

（第三者行為の届出）

第11条 条例第8条第1項に規定する第三者の行為による傷病について医療費の助成を受けようとする受給者は、その事実、当該第三者の住所、氏名および被害の状況等を、ただちに市長に届け出なければならない。

（高額療養費等の調整）

第12条 受給者は、医療保険各法または老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による高額療養費または高額医療費（次項において「高額療養費等」という。）の支給を受けることができる場合は、その旨を市長に申し出なければならない。

2 市長は、受給者が高額療養費等の支給を受けることができる場合は、条例第4条第6項の規定により、医療費から当該高額療養費等を控除した額を助成する。

（付加給付金の調整）

第13条 市長は、受給者が医療に関する給付を受けた場合で、医療保険各法の規定により保険給付に併せてこれに準ずる給付金が支給されたときは、条例第4条第6項の規定により、医療費から当該給付金を控除した額を助成する。

（諸帳簿）

第14条 市長は、医療費の助成状況を明らかにするため、必要な帳票を備え、常に記載事項について整理するものとする。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、幼児にかかる医療費の助成については、昭和49年7月1日から施行する。

2 次に掲げる規則（以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(1) 高松市乳児に対する医療費助成条例施行規則（昭和46年高松市規則第15号）

(2) 高松市老人に対する医療費助成条例施行規則（昭和46年高松市規則第27号）

3 この規則による乳児の高額療養費にかかる助成については、旧規則の規定により医療費の助成を受けている乳児に限り、昭和48年10月1日から適用する。

4 この規則施行の際、現に旧規則の規定により医療証の交付を受けている者は、この規則による医療証の交付を受けたものとみなす。

附 則（昭和50年3月29日規則第12号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日規則第14号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月29日規則第12号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月27日規則第10号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月25日規則第27号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の高松市医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和57年1月診療分にかかる医療費の助成から適用し、同月前にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際、現に改正前の高松市医療費助成条例施行規則第5条の規定により心身障害者または母子にかかる受給資格者証の交付を受けている者は、改正後の規則第5条の規定による医療証の交付決定を受けたものとみなす。

附 則（昭和57年12月27日規則第42号）

1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

2 この規則による改正後の高松市医療費助成条例施行規則の規定は、昭和58年2月診療分にかかる医療費の助成から適用し、同月前にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際、現に改正前の高松市医療費助成条例施行規則第5条の規定により交付している老人にかかる医療証は、この規則施行の日以後はこれを無効とする。

附 則（昭和58年3月28日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和59年5月28日規則第17号）

1 この規則は、昭和59年6月1日から施行し、改正後の高松市医療費助成条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

2 昭和59年4月1日からこの規則施行の日の前日までの間に、改正前の高松市医療費助成条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式を用いて行われた申請は、新規則に定める様式を用いて行われたものとみなす。旧規則に定める様式による申請書は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（昭和59年11月2日規則第35号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の高松市医療費助成条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、昭和59年10月1日から適用し、昭和59年9月以前の診療分にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

3 昭和59年10月1日からこの規則施行の日の前日までの間に、改正前の高松市医療費助成条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式を用いて行われた申請（昭和59年9月以前の診療分にかかる医療費支給申請を除く。）は、新規則に定める様式を用いて行われたものとみなす。旧規則に定める様式による申請書は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（昭和59年12月25日規則第40号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の高松市医療費助成条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、昭和59年10月1日から適用する。

3 昭和59年10月1日からこの規則施行の日の前日までの間に、改正前の高松市医療費助成条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式を用いて行われた請求は、新規則に定める様式を用いて行われたものとみなす。旧規則に定める様式による請求書は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（昭和60年5月29日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高松市医療費助成条例施行規則の規定は、昭和59年10月診療分にかかる医療費の助成から適用する。

附 則（昭和61年3月27日規則第3号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年5月30日規則第28号）

1 この規則は、昭和61年6月1日から施行する。

2 改正前の高松市医療費助成条例施行規則に定める様式による請求書および申請書は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成5年3月25日規則第9号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成6年5月25日規則第26号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年9月28日規則第37号）

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。（後略）

2 第1条の規定による改正前の様式第5号および様式第6号（中略）に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成6年12月22日規則第49号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の高松市医療費助成条例施行規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成6年10月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。

2 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の高松市医療費助成条例施行規則に定める様式を用いて行われた申請は、新規則に定める様式を用いて行われたものとみなす。

3 改正前の様式第1号から様式第4号まで、様式第7号および様式第9号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成9年6月26日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第2項第4号の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年8月28日規則第50号）

1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。

2 改正前の様式第6号から様式第8号までおよび様式第9号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成10年3月26日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第2項第6号の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年4月27日規則第86号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項第2号の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成11年7月14日規則第92号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の様式第7号および様式第9号の規定は、平成11年7月1日から適用する。

2 改正前の様式第7号および様式第9号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成12年12月25日規則第75号）

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正前の高松市医療費助成条例施行規則様式第7号、様式第8号の2および様式第9号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成13年3月23日規則第14号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第1条および次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の高松市医療費助成条例施行規則第12条第2項および第13条の規定は、平成13年1月1日から適用する。

（経過措置）

3 第2条の規定による改正前の高松市医療費助成条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）様式第5号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

（昭和8年3月31日以前に出生した者に係る医療費の助成の特例）

4 昭和8年3月31日以前に出生した者に係る医療費の助成については、改正前の規則第2条から第3条まで、第8条および第9条ならびに様式第1号、様式第4号、様式第7号および様式第8号の2の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成14年9月27日規則第51号）

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

2 改正後の様式第7号および様式第8号の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成の申請について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成15年2月19日規則第3号）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の様式第5号および様式第6号の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成の申請について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成の申請については、なお従前の例による。

様式第1号

- 乳幼児医療証
 心身障害者医療証
 母子給付資格者証
 交付申請書（異動届書）

高松市長殿

申請（届出）年月日		年 月 日		異 動 年 月 日		年 月 日	
受 給 者	氏 名	(フリ) ガナ		性 別	続 柄	生 年 月 日	
	住所	区		男・女		年 月 日	
	住所	高松市 町 丁目 番(地) 号(棟) 方				(電 -)	
被 保 険 者 (国 保 は 世 帯 主)	氏 名	(フリ) ガナ		性 別	生 年 月 日		
	住所	区		男・女	年 月 日		
	住所	市 町 丁目 番(地) 号(棟) 方				(電 -)	
	保 険	保 険 者 番 号	記 号	番 号	勤 務 先 等		
口 座 振 替 先	銀行・農協 金庫・組合	店 所 出張所	1 普 通 2 当 座 3 営 農	番 号	名 義 人		
異 動 理 由	1 資格取得（新規・転入等） 2 資格喪失（死亡・転出等） 3 住所等の変更 4 保険の変更 5 その他		備 考	1 太ワク内の事項を記入してください。 2 老人保健法の医療の適用を受ける心身障害者、母子の方は、 口座振替先を記入してください。 3 被保険者の住所を必ず記入してください。 4 乳幼児医療証の交付申請をされる方は被保険者氏名欄に、そ の他の方は受給者氏名欄に押印してください。			

(表)

乳 幼 児 医 療 証
心 身 障 害 者 子
母

医 療 証 番 号	-----
住 所	高松市 丁目 区 町 番 号 番 地
給 付 者 名	
生 年 月 日	年 月 日 男・女
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
<p>上の者は、高松市医療費助成条例により、医療費の一部を高松市が助成する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">高 松 市 長</p>	

※この証は高松市が契約した医療機関のみ有効です。

(裏)

注 意 事 項

- この制度で給付を受ける場合は、必ずこの証を被保険者証に添えて医療機関の窓口に提示してください。この場合、高額療養費を除いた自己負担額を助成します。
- やむを得ず、市外の医療機関で診療を受けたときは、償還払（立替払）で助成します。
- この証は、本人以外は使用できません。
- この証は、第三者の行為により生じた傷病については使用できません。
- この証を紛失し、または損傷したときは、再交付を受けてください。
- 生活保護を受けるようになったとき、市外へ転出したとき、有効期間が切れたときなどはこの証は使用できませんから、必ず 課へ返納してください。
(最寄りの支所または出張所または郵便など)
- この証は、健康相談、健康診断、予防接種、容器代などには使用できません。
- この証は、住所、氏名、現在加入している保険者（国民健康保険、社会保険、その他の保険）から他の保険者に替わった場合または保険証の記号番号が変更になった日以降は、使用できませんから、直ちに届出してください。

老人保健母
心身障害者受給資格者証

受給資格者証

● ※ 一部負担金がいります

受給資格者証号	
住所	高松市		丁目	区	町	番	号			
氏名										
生年月日	年	月	日	年	月	日				
有効期間	年	月	日	年	月	日	日	日	日	日

上の者は、高松市医療費助成条例により、医療費の一部を高松市が助成する者であることを証明する。

年 月 日

高 松 市 長

注 意 事 項

この証は、医療機関等において診察等を受け、その費用として支払った金額のうち所定の自己負担分を市が支給するた
めのものです。大切に取り扱い扱ってください。

- 1 医療機関等へ支払った後、医療費の支給申請をするときは、窓口へこの証を提示してください。
- 2 この証は、本人以外は使用できません。
- 3 この証を紛失し、または損傷したときは、再交付を受け
てください。
- 4 生活保護を受けるようになったとき、市外へ転出したと
き、有効期間が切れたときなどはこの証は使用できません
から、必ず 課へ返納してください。
(最寄りの支所または出張所または郵便など)
- 5 この証は、住所、氏名、現在加入している保険者（国民
健康保険、社会保険、その他の保険）から他の保険者に替
わった場合または保険証の記号番号が変更になった日以降
は、使用できませんから、直ちに届出してください。

年 月 日

高松市長殿

住 所
申請者
氏 名

乳 幼 児
心身障害者
母 子
医 療 証
受給資格者証
再交付申請書

次のとおり医療証・受給資格者証の再交付を受けたいので、高松市医療費助成
条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

該当者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	保 険 者 名 称	
理 由		

医療費 請求額	円
手数料 請求額	円

年 月 日
 乳幼児医療費請求書
 心身障害者医療費請求書
 母子

上記のとおり請求します。

名 称

年 月 日

内 訳 書

保 険 医 療
機 関 等 所 在 地

高松市民服

医療機関等コード	開 設 者	〒	ページ No.
	振込先	銀行 本店・支店	口座 番号

No.	診療 月	医療証番号	氏 名	入 ・ 外	保 険 種 類	保 険 負 担 割 合	総 点 数	他 法 負 担 点 数	高 額 療 養 費 (保 険 者 負 担 額)	請 求 金 額
1				入1 外2	社保 国保	8.7 9 ()	点	点	円	円
2				入1 外2	社保 国保	8.7 9 ()				
3				入1 外2	社保 国保	8.7 9 ()				
4				入1 外2	社保 国保	8.7 9 ()				
5				入1 外2	社保 国保	8.7 9 ()				
6				入1 外2	社保 国保	8.7 9 ()				
7				入1 外2	社保 国保	8.7 9 ()				
8				入1 外2	社保 国保	8.7 9 ()				
9				入1 外2	社保 国保	8.7 9 ()				
10				入1 外2	社保 国保	8.7 9 ()				
11				入1 外2	社保 国保	8.7 9 ()				
12				入1 外2	社保 国保	8.7 9 ()				
13				入1 外2	社保 国保	8.7 9 ()				
14				入1 外2	社保 国保	8.7 9 ()				
15				入1 外2	社保 国保	8.7 9 ()				
16	小	計	件							
合		計	件							

乳 幼 児
 心 身 障 害 者
 母 子
 医療費支給申請書

高松市長殿

年 月 日

受 給 者	住 所	高松市 町 丁目 番 号 番地			
	氏 名				
	医療証 番 号				
申 請 者 氏 名 (保 護 者 ・ 介 護 者)		㊦			
被 保 険 者 (国保は世帯主)		住所	氏名		
振替先	銀 行 名	銀行 支店	口 座 名義人		
	農 協 名	農協 支所			
	預 金 種 別				
	口 座 番 号				

次のとおり一部負担額を支払いましたので、一部負担額に係る乳 幼 児 心 身 障 害 者 医 療 費 (入 母 子)
 院時の食事療養に係る標準負担額を除く。)の助成を、高松市医療費助成条例施行規則
 第9条第2項の規定により申請します。

(医療機関等記入欄)

診療報酬等による一部負担額		使用した医療保険に ○印をしてください。			
(年 月分)		社保	国保	退職	本 家 人 族
区 分	入 院	1	入 院 外	2	
総診療報酬点数	①	点	点	点	
他法負担点数	②	点	点	点	
保険者負担点数(高額医療分を除く。)	③	点	点	点	
一部負担額 (本人負担額)	④		円		円
入院の開始年月日		年 月 日			
分	本月の入院日数	日			
年 月 日					
医療機関等の所在地 および名称・開設者氏名					㊦

(訪問看護療養費用)

- 乳 幼 児
- 心身障害者 医療費支給申請書
- 母 子

高松市長殿

年 月 日

受 給 者	住 所	高松市 町 丁目		番 号	番 地
	氏 名			年 月 日	生
	医療証 番 号				
申 請 者 氏 名 (保護者・介護者)		◎			
被 保 険 者 (国保は世帯主)		住 所		氏 名	
振替先	銀 農 協 行 名	銀行 支店		口 座	名 義 人
	預 金 種 別 号 口 座 番 号	農協 支所			

次のとおり利用料を支払いましたので、利用料に係る医療費の助成を、高松市医療費助成条例施行規則第9条第2項の規定により申請します。

(訪問看護事業者記入欄)

訪問看護療養費基本利用料支払額	使用した医療保険に ○印をしてください。
(<input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月分)	社 保 国 保 退 職 本 家 人 族
訪問看護療養費総額	円
基本利用料	円
他法等支給額	円
本人負担額 (その他の利用料は含まない。)	円
訪問回数	回
年 月 日	
訪問看護事業所の所在地 および名称・開設者氏名	
◎	

老人保健 心身障害者 母子医療費支給申請書

高松市長殿

年 月 日

受給資格者	住所	高松市 町 丁目 番 号 番地
	氏名	
	受給資格者証番号	
申請者氏名 (保護者・介護者)		Ⓣ

次のとおり一部負担額を支払いましたので、一部負担額に係る心身障害者母子医療費の助成を、高松市医療費助成条例施行規則第9条第2項の規定により申請します。

(医療機関等記入欄)

診療報酬による一部負担額

(※欄は、該当する場合にのみ記入してください。)

(年 月分)

区 分	入 院 1	入 院 外 2
一部負担金 (本人負担額)	円	円
入院時食事療養費に係る標準負担額	円	/
入院開始年月日	年 月 日	
本月の入院日数	日	
※一部負担金が減免されている場合(いずれかを○で囲んでください。)		減額・免除

年 月 日

医療機関等の所在地
および名称・開設者氏名

Ⓣ

- 乳 幼 児
- 心身障害者 入院時の食事療養に係る標準負担額支給申請書
- 母 子

高松市長殿

年 月 日

受 給 者	住 所	高松市 町 丁目 番 号 番地				
	氏 名					
	医療証 番 号					
申 請 者 氏 名 (保護者・介護者)						㊟
被 保 険 者 (国保は世帯主)		住 所		氏 名		
振 替 先	銀 行 名	銀行 支店		口 座 名 義 人		
	農 協 行 名	農協 支所				
	預 金 種 別 号					
	口 座 番 号					

次のとおり入院時の食事療養に係る標準負担額を支払いましたので、標準負担額の助成を、高松市医療費助成条例施行規則第9条第2項の規定により申請します。
(医療機関記入欄)

入院時の食事療養に係る標準負担額		使用した医療保険に ○印をしてください。			
(年 月分)		社保	国保	退職	本 家 人 族
区	入院時の食事療養に係る標準負担額		円		
	内 訳		円 × 日		
分	本月の入院期間	年 月 日 ~		年 月 日	
	入 院 の 開 始 年 月 日		年 月 日		
	本 月 の 入 院 日 数		日		
年 月 日		医療機関の所在地 および名称・開設者氏名			
		㊟			

医科	歯科	調剤	接骨	療養費		その他
² 1	3	4	7	8		9

乳 幼 児
 心 身 障 害 者
 母 子

医療費支給申請書

高松市長殿

平成 年 月 日

受給者	住所	高松市 町 丁目 番 号				
	氏名	年 月 日生				
	医療証番号	3	:	:	:	:
申請者氏名 (保護者)		㊟				
被保険者 (国保は世帯主)		住所	氏名			
※ 振替先	銀行 農協 金庫, 組合		店 所 出張所		(フリガナ)	
	預金種別 口座番号	1. 普通 2. 当座 3. 営農	口座 名義人			

次のとおり一部負担額を支払いましたので、一部負担額に係る乳幼児心身障害者医療費（入院時の食事療養に係る標準負担額を除く。）の助成を高松市医療費助成条例施行規則第9条第2項の規定により申請します。

(医療機関等記入欄)

診療報酬による一部負担額				使用した健康保険に ○印をしてください			
(平成 <input style="width: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月分)				社保	国保	退職	本人 家族
区 分		入 院		入院外			
		¹⁴ 1		¹⁴ 2			
総診療報酬点数		①		点		点	
区	他法負担点数	②		点		点	
	保険者負担点数 (高額療養費を除く)	③		点		点	
	一部負担金 (本人負担額)	④		円		円	
	薬剤一部負担金	⑤				円	
分	入院の開始年月日		昭 ³⁶ 平		年 月 日		
	本月の入院継続日数				日		
平成 年 月 日							
医療機関等の所在地 および名称・開設者氏名							㊟

※ 口座振替を以前利用された方、または新規申請時に口座登録された方は、振替先欄へのご記入は不要です。
 ※ 上位所得者の方で、本人負担額が 72,300円を超える場合は、保険者の証明が必要な場合があります。

自己負担 限度額区分 課 非 特	内容審査	受 付	保 険 種 類
			51
50			

◎ 従来、口座振替済通知書で支払の通知をしておりましたが、今後、密封をした支給決定通知書に切り替えます。あらかじめご了承ください。

医療費請求額	円	□	年	□	月	乳幼児医療費助成請求書
手数料請求額	件	円				

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

名称

高松市長殿

内訳書

保険医療機関等所在地

医療機関等コード	□	□	□	□	□	□	□	□	□
----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

開設者 ①

ページ No.	□
---------	---

振込先 銀行 本店 口座 支店 番号

No.	診療月	医療証番号	氏名	生年月日	入外	保険種類	保険負担割合	総点数	他法負担点	高額療養費(保険者負担額)	請求金額	
											医療費	薬剤一部負担金
1	0				入1 外2	社保:国保 11 51	8.7 ()	点	点	円	円	円
2	0				入1 外2	社保:国保 11 51	8.7 ()					
3	0				入1 外2	社保:国保 11 51	8.7 ()					
4	0				入1 外2	社保:国保 11 51	8.7 ()					
5	0				入1 外2	社保:国保 11 51	8.7 ()					
6	0				入1 外2	社保:国保 11 51	8.7 ()					
7	0				入1 外2	社保:国保 11 51	8.7 ()					
8	0				入1 外2	社保:国保 11 51	8.7 ()					
9	0				入1 外2	社保:国保 11 51	8.7 ()					
10	0				入1 外2	社保:国保 11 51	8.7 ()					
11	0				入1 外2	社保:国保 11 51	8.7 ()					
12	0				入1 外2	社保:国保 11 51	8.7 ()					
13	0				入1 外2	社保:国保 11 51	8.7 ()					
14	0				入1 外2	社保:国保 11 51	8.7 ()					
15	0				入1 外2	社保:国保 11 51	8.7 ()					
16	小計				件							
合計					件							

- 注 1. 上段の医療費請求額の訂正はできません。なお、その他の訂正は二本線で抹消して訂正印を押印してください。
 2. 医療機関等コード番号、開設者請求印は1枚ごとに押印してください。
 3. ページNo.は、一連番号(1 2 3.....)を記入してください。

医療費請求額	円	
手数料請求額	円	件

年 月 母子医療費助成請求書

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

名 称 _____

高松市長殿

内 訳 書

保険医療機関等所在地 _____

医療機関等コード			

開設者 _____ ㊟

ページNo.

振込先 _____ 銀行 _____ 本店 口座 _____ 支店 番号 _____

No.	診療月	医療証番号	氏名	入外	保険種類	保険負担割合	総点数	他法負担点	高額療養費(保険者負担額)	請求金額	
										点	点
1				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
2				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
3				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
4				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
5				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
6				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
7				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
8				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
9				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
10				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
11				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
12				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
13				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
14				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
15				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
16	小 計		件								
合 計			件								

- 注 1. 上段の医療費請求額の訂正は出来ません。なお、その他の訂正は二本線で抹消して訂正印を押印してください。
2. 医療機関等コード番号、開設者請求印は1枚ごとに押印してください。
3. ページNo. は、一連番号(123……)を記入してください。

医療費請求額	円	年 月 日
手数料請求額	円	

年 月 心身障害者医療費助成請求書

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

名称

高松市長殿

内訳書

保険医療機関
等所在地

医療機関等コード			

開設者

振込先 銀行 本店 口座
支店 番号

㊞

ページ
No.

No.	診療月	医療証番号	氏名	入外	保険種類	保険負担割合	総点数	他法負担点	高額療養費(保険者負担額)	請求金額	
										医療費	薬剤一部負担金
1				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()	点	点	円	円
2				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
3				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
4				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
5				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
6				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
7				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
8				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
9				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
10				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
11				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
12				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
13				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
14				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
15				入1 外2	社保 11	国保 51	8.7 9()				
16	小計			件							
合計				件							

- 注 1. 上段の医療費請求額の訂正は出来ません。なお、その他の訂正は二本線で抹消して訂正印を押印してください。
 2. 医療機関等コード番号、開設者請求印は1枚ごとに押印してください。
 3. ページNo.は、一連番号(123……)を記入してください。